



## 茨城県からのお知らせ

### 土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する際の注意点

- 表面の書面は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年条例第 67 号。以下「県条例」という。）に基づく交付書面です。
- 表面の書面に係る土砂等は、次のいずれかの埋立て等（埋立て、盛土、堆積）に用いられることとなります。
  - ・ 県条例第 6 条第 1 項の許可を受けた埋立て等（5,000 m<sup>2</sup>以上・県の許可）
  - ・ 県条例第 5 条の 4 の規定による届出に係る埋立て等（5,000 m<sup>2</sup>未満・県への届出）
  - ・ 市町村が定める埋立て等の規制条例の許可を受けた埋立て等（5,000 m<sup>2</sup>未満・市町村の許可）
- 埋立て等区域へ土砂等を搬入する際は、各種法令に従って搬入してください。  
特に、次の点は厳に遵守してください。
  - ・ 過積載をしたり、搬入する方に過積載をさせてはいけません。
  - ・ 法令に違反する車両（違法改造車両）を使用したり、搬入する方に使用させてはいけません。
- 県条例の施行に必要な場合、土砂等の発生の場所に立ち入ったり、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる方や搬入する方に対して報告を求めたりすることがあります。（県条例第 20 条）

#### 土砂等受入概要書の交付を受けた方へ

- 発生させた土砂等により土地の埋立て等が行われる場合、土砂等を発生させる方には、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をする責務があります。  
（県条例第 5 条）
- 土砂等受入概要書の交付を受けた方は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する方へ、適合証明書を交付しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 2 項）

#### 適合証明書の交付を受けた方へ

- 適合証明書の交付を受けた方は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければなりません。（県条例第 18 条の 8 第 3 項）
- 交付を受けた適合証明書を携帯せずに土砂等を搬入する方に対しては、土砂等を搬入しないよう命ずることがあります。（県条例第 18 条の 9 第 2 項）